

ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業補助金（交通サービス利便向上促進事業（自動車））に関する運用方針（平成28年6月15日付国自旅第55号）の一部改正案 新旧対照表

改正後	改正前
平成28年6月15日 国自旅第 55号	平成28年6月15日 国自旅第 55号
改正 令和 元年5月 7日 国自旅第 35号	改正 令和 元年5月 7日 国自旅第 35号
改正 令和 2年7月31日 国自旅第151号	改正 令和 2年7月31日 国自旅第151号
改正 令和 2年9月30日 国自旅第222号	改正 令和 2年9月30日 国自旅第222号
改正 令和 3年4月 1日 国自旅第520号	改正 令和 3年4月 1日 国自旅第520号
改正 令和 4年4月27日 国自旅第 40号	改正 令和 4年4月27日 国自旅第 40号
改正 令和 5年7月19日 国自旅第100号	改正 令和 5年7月19日 国自旅第100号
改正 令和 5年8月17日 国自旅第139号	改正 令和 5年8月17日 国自旅第139号
<u>改正 令和 6年6月19日 国自旅第104号</u>	
<p><u>地域における受入環境整備促進事業（自動車）の実施に係る細目については、「地域における受入環境整備促進事業補助金交付要領」（令和6年3月29日国自旅第420号他。以下「交付要領」という。）によるほか、この運用方針によるものとする。</u></p> <p>1. 補助対象事業者について <u>「地域における受入環境整備促進事業補助金交付要綱」（令和6年3月29日国自旅第419号他。以下「要綱」という。）別表2に定める「これらの者を構成員に含む団体」とは、バス協会、タクシー協会及びレンタカー協会等の事業者団体並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条に基づく法定協議会を対象とする。なお、共同で行う事業の共同部分など、個々の会社で共同の申請を行うことが困難な場合に限り認めることとする。</u></p> <p><u>（削除）</u></p>	<p><u>ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業（自動車）の実施に係る細目については、「ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業補助金交付要領」（令和5年3月28日国自旅第521号他。以下「交付要領」という。）によるほか、この運用方針によるものとする。</u></p> <p>1. 補助対象事業者について <u>【1】「ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業補助金交付要綱」（令和5年3月28日国自旅第520号他。以下「要綱」という。）別表2に定める「これらの者を構成員に含む団体」とは、バス協会、タクシー協会及びレンタカー協会等の事業者団体並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条に基づく法定協議会を対象とする。なお、共同で行う事業の共同部分など、個々の会社で共同の申請を行うことが困難な場合に限り認めることとする。</u></p> <p><u>【2】要綱別表第3「感染症拡大防止対策のための設備等の導入等に要する費用」の補助対象事業者には以下も含むものとする。</u></p> <p><u>（1）乗合バス関係</u></p>

一般乗合旅客自動車運送事業者には、バスターミナルを運営し、「ターミナルの衛生対策」等を行う者及び一般乗合旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体、及び上記に準ずるものとして大臣が認定した者も含むものとする。

(2) 貸切バス関係

一般貸切旅客自動車運送事業者には、一般貸切旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体、及び上記に準ずるものとして大臣が認定した者も含むものとする。

(3) タクシー関係

一般乗用旅客自動車運送事業者には、一般乗用旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体、及び上記に準ずるものとして大臣が認定した者も含むものとする。

2. 補助額の算定について

【1】共通事項

- (1) 補助額は下記【2】及び【3】に定めるところにより算定するが、予算額を申請額が上回る場合は、予算の範囲内で考慮事項等を踏まえ算定を行うものとする。
- (2) 補助額の算定にあたっては、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

【2】バス車両関係

(1) 通常車両価格

ノンステップバス車両における要綱別表2に定めるバス車両に係る通常車両価格（消費税を除く。以下同じ）は、車両の長さにより、次のとおりとする。

7 m未満 : 1, 340万円
7 m以上9 m未満 : 1, 540万円

2. 補助額の算定について

【1】共通事項

- (1) 補助額は下記【2】及び【3】に定めるところにより算定するが、予算額を申請額が上回る場合は、予算の範囲内で考慮事項等を踏まえ算定を行うものとする。
- (2) 補助額の算定にあたっては、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

【2】バス車両関係

(1) 通常車両価格

ノンステップバス車両における要綱別表2に定めるバス車両に係る通常車両価格（消費税を除く。以下同じ）は、車両の長さにより、次のとおりとする。

7 m未満 : 1, 340万円
7 m以上9 m未満 : 1, 540万円

9 m以上 : 1, 880万円

ただし、初度登録年月から5年を超えた車両の購入補助に係る通常車両価格は、上記にかかわらず0円とする。

なお、リフト付きバス車両その他これらの価格を通常車両価格とすることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。

(2) バス車両の補助額

① ノンステップバス車両の導入に係る補助額

補助対象経費に要綱別表2に定める補助率を乗じて得た額と、補助対象経費と通常車両価格との差額に1/2を乗じて得た額と、1両当たりの補助限度額140万円を比較し、いずれか低い額以内の額を補助額とする。

ただし、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車および燃料電池自動車には1両当たりの補助限度額140万円については、適用しないものとする。

② 消費税相当額を含めて補助対象経費としている場合の取扱

消費税相当額を含めて補助対象経費とする場合の通常車両価格及び補助限度額は、それぞれの金額に消費税率を乗じて得た額をそれぞれの金額に加えた額とする。

③ 値引の取扱い

補助対象経費の算定の際には、国土交通省が、車両本体の値引額に係る実態調査を行った上で決定する基準値引率を用いることとする。

上記により算出した基準値引率は18.57%とする。

ただし、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車および燃料電池自動車の補助対象経費の算定には、基準値引率は適用しないものとする。

④ ノンステップバス車両の導入に係る付属品の取扱い

9 m以上 : 1, 880万円

ただし、初度登録年月から5年を超えた車両の購入補助に係る通常車両価格は、上記にかかわらず0円とする。

なお、リフト付きバス車両その他これらの価格を通常車両価格とすることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。

(2) バス車両の補助額

① ノンステップバス車両の導入に係る補助額

補助対象経費に要綱別表2に定める補助率を乗じて得た額と、補助対象経費と通常車両価格との差額に1/2を乗じて得た額と、1両当たりの補助限度額140万円を比較し、いずれか低い額以内の額を補助額とする。

ただし、電気自動車には1両当たりの補助限度額140万円については、適用しないものとする。

② 消費税相当額を含めて補助対象経費としている場合の取扱

消費税相当額を含めて補助対象経費とする場合の通常車両価格及び補助限度額は、それぞれの金額に消費税率を乗じて得た額をそれぞれの金額に加えた額とする。

③ 値引の取扱い

補助対象経費の算定の際には、国土交通省が、車両本体の値引額に係る実態調査を行った上で決定する基準値引率を用いることとする。

上記により算出した基準値引率は12.10%とする。

ただし、電気自動車の補助対象経費の算定には、基準値引率は適用しないものとする。

④ ノンステップバス車両の導入に係る付属品の取扱い

ノンステップバス車両の取得に際し、交付要領で定める車載機器類のほか、次に掲げる付属品の取得に要する経費についても補助対象経費の額に含めるものとする。

- ・ 運賃箱
- ・ 両替機
- ・ 整理券発行機
- ・ カードリーダー、ライター（ICカード対応のものは除く）
- ・ 運賃表示器
- ・ 行き先表示器
- ・ 停留所名表示器
- ・ 放送装置
- ・ 集中操作盤
- ・ バックカメラ・バックカメラ専用モニター
- ・ 乗降中表示灯
- ・ 通路セフティランプ
- ・ 間接確認装置
- ・ 急停車注意灯
- ・ ボディー塗装（広告用の塗装を除く）
- ・ 側・後窓着色ガラス
- ・ 100V コンセント又は USB

⑤ 同一の車両を複数台導入する場合の補助額の計算

同一の車両を複数台導入する場合の補助額の計算にあたっては、1台あたりの金額を算出し、千円未満の端数を切り捨てた後に、導入車両数を乗算して算出するものとする。

【3】 タクシー車両関係

(1) ユニバーサルデザインタクシー車両（新車の購入に限る。）の補助額

ノンステップバス車両の取得に際し、交付要領で定める車載機器類のほか、次に掲げる付属品の取得に要する経費についても補助対象経費の額に含めるものとする。

- ・ 運賃箱
- ・ 両替機
- ・ 整理券発行機
- ・ カードリーダー、ライター（ICカード対応のものは除く）
- ・ 運賃表示器
- ・ 行き先表示器
- ・ 停留所名表示器
- ・ 放送装置
- ・ 集中操作盤
- ・ バックカメラ・バックカメラ専用モニター
- ・ 乗降中表示灯
- ・ 通路セフティランプ
- ・ 間接確認装置
- ・ 急停車注意灯
- ・ ボディー塗装（広告用の塗装を除く）
- ・ 側・後窓着色ガラス
- ・ 100V コンセント又は USB

⑤ 同一の車両を複数台導入する場合の補助額の計算

同一の車両を複数台導入する場合の補助額の計算にあたっては、1台あたりの金額を算出し、千円未満の端数を切り捨てた後に、導入車両数を乗算して算出するものとする。

【3】 タクシー車両関係

(1) ユニバーサルデザインタクシー車両（新車の購入に限る。）の補助額

一般乗用旅客自動車運送事業者及びこれらの者に車両を貸与する者が購入しようとするユニバーサルデザインタクシー車両の車両本体価格に補助率を乗じて得た額と、1両当たりの補助限度額 （レベル1は60万円、レベル準1は40万円） を比較し、いずれか低い額以内の額を補助額とする。

(2) ジャンボタクシー車両（新車の購入に限る。）の補助額

一般乗用旅客自動車運送事業者及びこれらの者に車両を貸与する者が購入しようとするジャンボタクシー車両の車両本体価格に補助率を乗じて得た額と、1両当たりの補助限度額60万円を比較し、いずれか低い額以内の額を補助額とする。

3. 交付決定条件について

【1】 令和5年度補正予算を財源とする補助事業については、令和6年3月29日以降に着手（発注・契約）されたものを交付決定の対象とする。令和6年度予算を財源とする補助事業については、交付決定後に着手されるものを交付決定の対象とする。よって、それぞれについて、指定した時点より前に着手した場合は、交付申請することが出来ないものとし、交付決定後に事前着手の事実が判明した場合は、当該交付決定を取り消すこととする。

【2】ユニバーサルデザインタクシーについては、以下の条件に合致するものについて交付決定するものとする。

イ) 補助車両1台につき、ユニバーサルドライバー研修を受講した運転手を2名以上配置できるもの。

ロ) 通達「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」（H30.11.8付）に基づく研修（実車を用いた研修）を年2回以上実施しているもの。

一般乗用旅客自動車運送事業者及びこれらの者に車両を貸与する者が購入しようとするユニバーサルデザインタクシー車両の車両本体価格に補助率を乗じて得た額と、1両当たりの補助限度額 60万円 を比較し、いずれか低い額以内の額を補助額とする。

(2) ジャンボタクシー車両（新車の購入に限る。）の補助額

一般乗用旅客自動車運送事業者及びこれらの者に車両を貸与する者が購入しようとするジャンボタクシー車両の車両本体価格に補助率を乗じて得た額と、1両当たりの補助限度額60万円を比較し、いずれか低い額以内の額を補助額とする。

3. 交付決定条件について

【1】 令和4年度第二次補正予算を財源とする補助事業については、令和5年2月8日以降に着手（発注・契約）されたものを交付決定の対象とする。令和5年度予算を財源とする補助事業については、交付決定後に着手されるものを交付決定の対象とする。よって、それぞれについて、指定した時点より前に着手した場合は、交付申請することが出来ないものとし、交付決定後に事前着手の事実が判明した場合は、当該交付決定を取り消すこととする。

【2】ユニバーサルデザインタクシーについては、以下の条件に合致するものについて交付決定するものとする。

イ) 補助車両1台につき、ユニバーサルドライバー研修を受講した運転手を2名以上配置できるもの。

ロ) 通達「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」（H30.11.8付）に基づく研修（実車を用いた研修）を年2回以上実施しているもの。

※上記イ)、ロ)の条件は、原則として交付申請時までに充足する必要がある(ただし、やむを得ない理由により充足できない場合は書面により申し出ること)。補助金の交付申請をする者は、申請時に当該受講・実施を証する書面を提出することとする。

※上記イ)、ロ)の条件は、原則として交付申請時までに充足する必要がある(ただし、やむを得ない理由により充足できない場合は書面により申し出ること)。補助金の交付申請をする者は、申請時に当該受講・実施を証する書面を提出することとする。